

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と福山キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所等における炊き出し等に関する協力（以下「炊き出し等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲の要請により乙が実施する炊き出し等について、必要な事項を定めるものとする。

（炊き出し等の要請）

第2条 甲は、災害時において炊き出し等が必要な場合は、乙に対し炊き出し等を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに乙に災害時における炊き出し等の要請書を提出するものとする。

（炊き出し等の内容）

第3条 前条第1項の規定により甲が乙に対して要請を行う炊き出し等の範囲は、次に掲げる事項のうち、要請時点で乙が実施可能なものとする。

- （1）甲が開設した避難所におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- （2）避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- （3）その他、甲乙協議の上、決定した物資供給

（炊き出し等の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から炊き出し等の要請を受けたときは、可能な限り速やかに、炊き出し等の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲に炊き出し等を実施したときは、実施状況報告書により、実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が実施する炊き出し等に要した費用のうち、次に掲げる費用については甲が負担するものとする。

- （1）主食費及び副食費
- （2）燃料費
- （3）機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費

2 甲が負担する費用は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（損害の補償）

第6条 要請に基づき設置されたキッチンカーの設置期間中に生じた損害の補償については、次

のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に損害を与えた時は、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第7条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第7条 乙は、キッチンカーによる炊き出し等に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(連絡担当者の指定)

第8条 炊き出し等の要請手続を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡担当者を定め、相互に連絡担当者を報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度報告するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2025年(令和7年)3月31日までとし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2025年(令和7年)2月4日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市神辺町字十九軒屋253番地2
(株式会社 Neki 内)
福山キッチンカー協会
会長 河相 壮太郎